



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 3 日 (金)
号外第 89 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令 (10) (政策法務課)・・・ 2

訓 令

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県訓令第10号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(官報掲載事項等)</p> <p>第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">掲載事項</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 人事</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異動</td> <td>教育委員会<u>教育長及び委員</u>、 監査委員、人事委員会委員、 公安委員会委員、労働委員会委員並びに収用委員会委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>様式第7号又は様式第9号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>様式第5号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(官報掲載原稿の作成)</p> <p>第4条 官報掲載事項の所管課において官報への掲載を希望するときは、その原稿を作成し、官報報告主任に送付しなければならない。</p> <p>様式第7号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県</p> <p>××委員（<u>教育長</u>）任命（選任）</p> <p>○○○○委員（<u>教育長</u>）は、×月×日任期満了し（<u>退職し・失職し・罷免され</u>）¹（、欠員であったところ）×月×日任命²（選任）された。</p>	掲載事項	様式	略		5 人事	略	異動	教育委員会 <u>教育長及び委員</u> 、 監査委員、人事委員会委員、 公安委員会委員、労働委員会委員並びに収用委員会委員		様式第7号又は様式第9号		略		議会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長		様式第5号	略		<p>(官報報告事項等)</p> <p>第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">報告事項</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 人事</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異動</td> <td>教育委員会、監査委員、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び<u>収用委員会</u>の委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>様式第7号又は様式第9号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>議会の事務局長</u>、<u>教育長並びに人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>様式第5号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(官報報告原稿の作成)</p> <p>第4条 官報掲載事項に係る報告の原稿は、当該報告事項の所管課で作成し、官報報告主任に送付しなければならない。</p> <p>様式第7号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県</p> <p>××委員会委員（<u>監査委員</u>）任命（選任）</p> <p>○○○○委員は、×月×日任期満了し（<u>退職し・失職し・罷免され</u>）¹（、欠員であったところ）×月×日任命²（選任）された。</p>	報告事項	様式	略		5 人事	略	異動	教育委員会、監査委員、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び <u>収用委員会</u> の委員		様式第7号又は様式第9号		略		<u>議会の事務局長</u> 、 <u>教育長並びに人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長</u>		様式第5号	略	
掲載事項	様式																																				
略																																					
5 人事	略																																				
異動	教育委員会 <u>教育長及び委員</u> 、 監査委員、人事委員会委員、 公安委員会委員、労働委員会委員並びに収用委員会委員																																				
	様式第7号又は様式第9号																																				
	略																																				
	議会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長																																				
	様式第5号																																				
略																																					
報告事項	様式																																				
略																																					
5 人事	略																																				
異動	教育委員会、監査委員、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び <u>収用委員会</u> の委員																																				
	様式第7号又は様式第9号																																				
	略																																				
	<u>議会の事務局長</u> 、 <u>教育長並びに人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長</u>																																				
	様式第5号																																				
略																																					

<p>××委員（<u>教育長</u>） 氏 名</p> <p>様式第9号（第3条関係） 鳥取県</p> <p>××委員（<u>教育長</u>）再任 〇〇〇〇委員（<u>教育長</u>）は、×月×日再任された。</p>	<p>××委員会委員（<u>監査委員</u>） 氏 名</p> <p>様式第9号（第3条関係） 鳥取県</p> <p>××委員会委員（<u>監査委員</u>）再任 〇〇〇〇委員は、×月×日再任された。</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。